

# 食事の標準負担額に関するお知らせ

令和7年4月1日から食事の標準負担額が変更になります。

令和7年3月31日まで【入院時の食事代の標準負担額（1食あたり）】

入院時の食事代			
一般・後期高齢者保険医療受給者		1食あたり 490円	健康保険法等の規程に基づき、食材費相当額に加え、調理費相当額をご負担いただくこととなります。 例外：指定難病患者 280円（低所得者Ⅰ・Ⅱを除く）  ※1に該当している方は、市町村の役所で申請をし「入院時一部負担金限度額適用・入院時食事標準負担額減額認定証」の交付を受け、医療機関の窓口に提示して下さい。
低所得者（Ⅱ） 住民税 非課税世帯等 ※1	90日までの入院	1食あたり 230円	
	過去12ヶ月の入院日数が90日を超える場合	1食あたり 180円	
低所得者（Ⅰ） 住民税非課税世帯等で老齢福祉年金を受けている人 ※1		1食あたり 110円	



令和7年4月1日から【入院時の食事代の標準負担額（1食あたり）】

入院時の食事代			
一般・後期高齢者保険医療受給者		1食あたり 510円	健康保険法等の規程に基づき、食材費相当額に加え、調理費相当額をご負担いただくこととなります。 例外：指定難病患者 280円（低所得者Ⅰ・Ⅱを除く）  ※1に該当している方は、市町村の役所で申請をし「入院時一部負担金限度額適用・入院時食事標準負担額減額認定証」の交付を受け、医療機関の窓口に提示して下さい。
低所得者（Ⅱ） 住民税 非課税世帯等 ※1	90日までの入院	1食あたり 240円	
	過去12ヶ月の入院日数が90日を超える場合	1食あたり 190円	
低所得者（Ⅰ） 住民税非課税世帯等で老齢福祉年金を受けている人 ※1		1食あたり 110円	

令和7年4月1日 茨城東病院 病院長